

プラスチック製買物袋有料化の対象となる買物袋の考え方

あらゆるプラスチック製買物袋は有料化することにより
過剰な使用を抑制していくことが基本

省令に基づく有料化の対象

- 消費者が商品の購入に際し商品を持ち運ぶために用いる、**化石資源由来のワンウェイのプラスチック製買物袋**

対象とならない買物袋についても
環境価値に応じた価値付け等を推進

- **バイオマスプラスチック**の配合率が一定以上（施行当初は配合率25%以上）の買物袋
- 繰り返し使用の観点から**厚さが50 μ m以上**の（プラスチック製）買物袋
- **海洋生分解性**の買物袋（今後、相応の海洋生分解性機能が得られたものに限る）

使用される買物袋については、上記のものや紙等の再生可能資源を用いたもの等への転換を推進